

お詫びと訂正 「全訂 戸籍届書の審査と受理」

本書に下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正をさせていただきます。なお、本書刊行日の平成31年3月29日までに発出されている先例に基づいて訂正しております。

日本加除出版株式会社

記

■43頁 下から8行目より

(誤) また、後見人等が死亡の届出をする場合には、その資格を証明する登記事項証明書 (作成後3か月以内のものに限る。) 又は裁判書の謄本 (確定証明書添付) を提出することが必要である。

(正) また、後見人等が死亡の届出をする場合には、その資格を証明する登記事項証明書又は裁判書の謄本を提出することが必要である。

■43頁 下から2行目

(誤) (前掲1000号通達第7の2)

(正) (前掲1000号通達第7の2、平成22・5・6民一1080号通達第2の6(2))